

仕様書

令和7年度 Web 会議システム利用契約仕様書

沖縄県企画部情報基盤整備課

Web会議システム利用契約仕様書

沖縄県企画部情報基盤整備課

1 件名

令和7年度Web会議システム利用契約

2 期間

(1) 令和7年11月1日から令和8年10月31日まで

3 目的

国内では、新型コロナウイルス感染症防止策や行政機関におけるDXへの取組が拡充したことにより、Web会議システム等を利用したWeb会議が定着してきたところである。

本県においても、庁内各所属で各出先機関及び市町村との会議や、県内外の事業者等との調整をWeb会議にて実施しており、Web会議の主催及びセミナーなどの多人数同時接続による会議運営が可能なライセンスは業務に欠かせないものとして、引き続き必要となる。

本調達においては、Web会議の主催及びセミナーなどの多人数同時接続が可能となるライセンスを取得することにより、外部関係者等とのWeb会議を円滑に開催することを目的としてWeb会議システムの利用契約を行う。

4 業務概要

Web会議システム提供及び運用サポート

5 Web会議システムの提供について

(1) 基本方針

本調達の実施にあたり、確実かつ円滑に業務を推進する体制を整備し、下記を基本方針としたWeb会議システムの利用を提供するものとする。

基本方針(表1)

項目	留意事項
① セキュリティ性	Web会議を開催するときは、万全なセキュリティ対策をすることで、部外者のアクセスを防ぎ、安心・安全なサービスの提供を行うこと。また、外部脅威に対して強い環境作りとして、利用するソフトウェアについては、容易にバージョンアップやパッチ適用等が可能で最新の状態に保つこと。
② 拡張性	多人数の参加を要する会議においては、多数の端末から同時接続が可能なものとし、必要に応じて同時接続端末数 500 端末程度の参加者を追加できる機能を有すること。
③ 可用性	信頼性の高い製品、サービスを採用すること。その際、過去に国、都道府県や市町村等の公的機関において、導入実績を有する仕組みであること。
④ 安定性	Web会議システムの運用については、システム管理者及び会議開催者の経験やスキルの差異によらず、安定性の高いシステム環境を実現し、安定したサービスの利用が可能であること。

(2) 業務内容

ライセンス等提供業務の内容については次表による。

業務内容(表2)

業務	内容(要求詳細)
① ライセンス提供	・Web会議用ライセンス(複数拠点会議向け) ① ミーティングタイプ:40 ライセンス ※うち1ライセンスは管理者用として想定 ② ウェビナータイプ:5 ライセンス
② サポート	・Web会議システム障害発生時の問い合わせ対応(情報基盤整備課からの電話及び電子メールによる対応を主とする。) ・Web会議システム操作及び機能に関する問い合わせ対応(情報基盤整備課からの電話及び電子メールによる対応を主とする。) ※問い合わせ対応は月2回1h程度×12月を想定
③ その他	・必要なタイミングにおける確認・調整のための会議 ・現在、県で使用しているアカウント情報の引き継ぎを行うこと。またはアカウント引継ぎを行うための環境を整備すること。

(3) ライセンス要件

Web会議システムで調達するライセンスは以下の要件を満たすこと。

(i) ミーティングタイプ

ミーティング時間:24 時間以上
ミーティング出席者:300 名以上
文字起こし機能:有

(ii) ウェビナータイプ

ウェビナー時間:24 時間以上
ウェビナー出席者:500 名以上
文字起こし機能:有

(4) 動作環境

(i) 既存の業務用端末でWeb会議システムの機能を利用できること。

参考として、業務の端末のスペックを以下に列挙する。

OS:Windows 11 Pro 64ビット
CPU:Intel Core i5-1235U 以上
メインメモリ:8GB 以上
ハードディスク:200GB 以上

(ii) 会議参加者端末はOSの種類を問わず、アプリのインストールまたはWebブラウザ上で利用が可能であること。

(5) サポート要件

以下のサポートを行うこと。(利用者からの一次対応は情報基盤整備課にて行う。)

(i) 主にサービスに起因するWeb会議システム障害発生時の問い合わせ対応

(ii) Web会議システムの機能及び操作に関する問い合わせ対応

(iii) その他情報基盤整備課からのメールまたは電話等による問い合わせへの対応

6 納入場所

沖縄県庁舎 14 階情報基盤整備課執務室内とする。

7 成果物

成果物		内容	
No	成果物	紙	記録 メディア
1	サービス明細書(サービス名、ライセンス数量を記載すること。付属品含む)	○	○
2	ライセンス証書又はこれを確認できるもの。 (ライセンス発注確認書、詳細情報等)	○	-
3	機能、性能等の内容 (仕様書を満たしていることが証明できること)	○	○
4	不具合発生時対応手順 (不具合発生時サポート連絡体制等)	○	○

9 再委託に関する要件

(一括再委託の禁止等)

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。
また、以下の業務(以下「契約の主たる部分」という。)については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

契約金額の 50 %を超える業務

企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

契約の相手方を指名又は選定した理由と不可分の関係にある業務

(再委託の相手方の制限)

暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(再委託の範囲)

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

○再委託により履行することのできる業務の範囲

・サポート対応窓口の設置

(再委託の承認)

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

○その他、簡易な業務

資料の収集・整理

複写・印刷・製本

原稿・データの入力及び集計

10 その他の要件

- (1) 納入する製品は入札時点で代理店としてサービス運提供がされており、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP)」に登録されているクラウドサービスであること。
- (2) 提出された資料の内容等について、ヒアリングを行う場合があるので、その際は速やかに応じること。
- (3) サービス利用に障害が発生した場合、受託者は開発元への問い合わせが可能なサポート契約を持ち、必要であれば県の要求により開発元へ問い合わせを実施すること。また、製品の不具合等により業務に重大な影響を及ぼし、修正プログラムが必要な場合は、開発元に問い合わせを実施し、修正プログラムを入手すること。
- (4) 本業務の履行体制にWeb会議システム運用の経験者を有し、必要に応じて本業務の実施担当者として迅速に連携を図れるようにすること。
- (5) 打ち合わせ事項に関しては、議事録等を提出し情報基盤整備課の承認を得ること。

- (6) ソフトウェア製品(OSS・フリーソフトを含む)を納品する際は、型番やシリアル番号等、保守に必要な情報を一覧化したものや製品に添付されたライセンス証書・保証書・説明書・インストール用媒体等を納品すること。
なお、当該ライセンスの登録に際しては、必要な入力情報に関して情報基盤整備課と事前に調整すること。

以上